

企画総務委員会 送付 8－17

旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、
及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 22 日

陳 情 者 提出者 1 名

2026年6月22日

陳 情 書

千代田区議会議長 秋谷 こうき殿



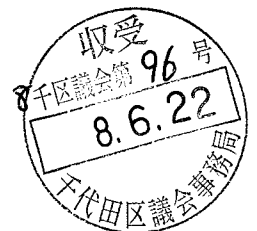
件名:旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情

【陳情の理由】

旧永田町小学校土地建物の教育用財産としての性格を確認し、公共施設に係る行政財産・普通財産・留保財産の用途廃止・用途変更等プロセス公開の条例化を求めたく、係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求めるため。

千代田区が公表する旧永田町小学校に関する公式説明において、校舎解体の理由として記載されている主な事項は、(一) 都心部における新たな土地取得の困難性、(二) 校舎の老朽化、(三) 維持管理上の課題、(四) 柔軟な土地活用の可能性、(五) 将来の行政需要への柔軟な対応——の5点である。これらの説明においては、旧永田町小学校の土地建物がそもそも東京市時代に、子どもの教育目的にて投資されたものであるという整備趣旨が脱落している点を指摘申し上げます。千代田区は、所有者としての権限を有するとしても、東京市から承継した旧永田町小学校土地建物についての『教育用財産としての整備趣旨』を尊重し、東京都民全体への説明責任を果たす公的責任を負うことを何より認識されたい。公共施設適正配置構想による閉校以来、旧永田町小学校の土地建物の財産区分について、教育条件の確保・教育環境の改善・教育用財産の継続的活用といった「教育目的」に直接関わる記載が確認できないため、区議会においては、千代田区が解体根拠とする説明の内容と教育目的との整合性について、改めて確認することが求められる。元来、行政財産とは、目的限定性の性格を持ち、その「用途」または「目的」の保全を原則とする。従って、千代田区が公共施設適正配置構想にて閉校とした学校群、特に東京市による復興小学校及び改築小学校に係る恣意的用途廃止は、用途保全の原則の空洞化であり、実質的な土地利用転換である。

千代田区は、旧永田町小学校の土地建物について、公共施設適正配置構想による閉校後、度々、小学校、幼稚園、中学校へ仮校舎として貸出しを行っているが、都度、用途変更を行い、遂



には留保財産の制度を用いて解体を根拠づけ、普通財産のまま、無計画に解体実施に走っているのではないのでしょうか。目的喪失状態での闇雲運転行政と言わざるを得ません。こうした経緯を踏まえ、公共施設に紐づく行政財産・普通財産における用途廃止・用途変更等プロセスについて公開し、区民・関係者に明確に説明するステップを経て区議会にて議論いただきたく、条例化の旨、切にお願い申し上げます。